

第56回 基本計画部会 議事録

1 日時 平成27年1月29日（木）10:31～11:53

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議題

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（人口動態統計）
- (2) 未諮問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から、第56回基本計画部会を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について確認させていただきます。

資料1-1ですが、これは人口動態統計に関して委員から確認すべき事項として提出いただいた事項を整理したものです。その御意見に基づいて、事前に部会長とも御相談の上、基本計画部会での確認事項として整理したものが資料1-2となります。これら確認事項に対し人口動態統計の実施府省の厚生労働省で準備していただいた資料が資料1-3です。

資料1－4は、委員への事前説明の際に用いた基礎資料です。

続いて、資料2－1は、地方公務員給与実態統計に関して委員から確認すべき事項として提出していただいた事項を整理したものです。資料2－2が、その御意見に基づいて事前に部会長とも御相談の上、基本計画部会での確認事項として整理したものです。資料2－3は、これら確認事項に対し、地方公務員給与実態統計の実施府省である総務省自治行政局で御準備いただいた資料です。資料2－4は、委員への事前説明の際に用いた基礎資料です。

私からは以上です。

○西村部会長 それでは、議事に移ります。

先月、11月17日の基本計画部会で決定した「平成26～29年度にかけての各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」に記載のとおり、本日の基本計画部会では、人口動態統計及び地方公務員給与実態統計について確認いたします。

議事の1点目、人口動態統計について、各委員から提出いただきました御意見を基に、私と事務局で相談の上、確認事項として整理したところです。

事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料1－1を御覧ください。これが委員の皆様からいただいたもので御意見が8件あります。左側に通し番号をつけてありますが、そのうち1から4は、集計の充実についてです。外国人に関わる情報など、今後更なる集計の充実を検討してはどうかというものです。

それから、5、6、7は、この統計の活用についてです。人口動態特殊報告の充実や、政策的な観点等からの更なる活用を考えてはどうかという内容でした。

最後、8番目は、オンライン報告システム以外の方法等について、作成事務を更に改善することはできるかという内容です。

これらを受けて、確認事項として整理したものが資料1－2になります。

大きく2つに分けて「1 提供情報の充実について」、それから「2 作成方法の効率化等について」になります。

「1 提供情報の充実について」が、先ほどの通し番号の1から7、それから「2 作成方法の効率化等について」が最後の8についてでございます。

以上です。

○西村部会長 それでは、この確認事項に沿って、確認と意見交換を進めたいと思います。

事務局より説明のあった資料1－2に掲げられている事項について、通して厚生労働省から資料1－3を中心に御説明をお願いします。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 厚生労働省人口動態・保健社会統計課です。

それでは、説明いたします。よろしくをお願いいたします。

1－3を1枚おめくりいただきまして、丸数字で②となっているところから資料本体で

す。

まず、人口動態調査です。これはどういうものか、まず、流れということで上に図を付けさせていただいております。

戸籍法等で、例えば出生や死亡、それから結婚ということがありましたが、皆様から届書が市区町村に出てくる。この届書を基にいたしまして、人口動態調査の調査票が市町村で記入されまして、それが、厚生労働省まで保健所、都道府県を通じて報告が上がってくる、これが流れです。

また、御承知のとおりと思いますが、この戸籍法等の報告全てを調査票に起票して御報告が上がってくるという調査でございますので、調査といいますか、その中には業務統計の側面も持っている調査であることを御承知おきいただければと思います。

この報告ですが、現在、オンラインの報告という形で上がってくるのがほとんどです。

図の真ん中にありますように、報告が可能となっており、平成25年度末現在で、オンラインによる報告による回収が、全体の中の95%とほぼ100%に近いところまで達しています。一部、まだオンラインで報告されていない自治体がありますが、それはどういう理由かと申し上げますと、例えば、人口規模が小さいために戸籍等による届出が非常に年間を通して件数が少ない場合ということがございます。この人口動態調査におけるオンライン報告というのは、戸籍の事務を行うシステムがございまして、それが導入されている前提で導入するとなっておりますので、もともとの戸籍の事務でコストパフォーマンスの観点からそのシステムが導入されていないと人口動態調査でのオンライン報告がなされないということがありまして、それで御利用になっていない自治体があるということが一点あります。

もう一点、これは、各自治体でセキュリティポリシーを定めているところでございます。いろいろなレベルがあるわけですが、中では、他のネットワークに接続は認めないというような形のセキュリティポリシーを置いている自治体もございます。そういったしますと、導入が見送られるといたしますか、そこまでは入っていないということがございます。

そういうこともございまして、人口動態調査のこのオンライン報告の回答率が95%ということになっています。

ただ、とは言いましても、なるべくこのオンライン報告に切り替えていただければと我々としても思っているところですので、そういうお知らせをしながら、少しずつ切り替えていただけないかというような行動はとっているところです。

そして、ただ今申し上げましたこのオンライン報告という形でやっているわけですが、下の四角で書かれていますように、現在でも郵送で提出することとされているものがございます。今、4点掲げさせていただいておりますが、例えば、解剖所見などの補足資料、これはなかなか最後出てくるまでが大変ですので、届出よりも遅れてつくられてくるものです。また、追加報告や訂正報告というものにつきましては、現在、郵送で厚生労働省に届られることで業務を進めているところです。

これが、人口動態調査の大きな流れです。

それでは、皆様からございました確認事項についての説明は、以下3ページ以降で説明申し上げたいと思います。

まず、提供情報の充実です。

これにつきまして、2つ大きく五角形の形で中央に書いているとおり、1つめが、左側でございます。これはなかなか専門的な言葉で恐縮ですが、簡単に申し上げますと、例えば、死因につきましては、現在WHOで定めております疾病、傷害及び死因分類がございまして、これに準拠して表章することによって国際比較が可能なように、人口動態では表章しているところです。

この分類はICDと呼ばれるものですが、これは適宜改定がなされておりました、改定が行われた場合には我々も所要の変更・改定を行いまして、常に国際比較が可能なようにしているところです。

御承知のとおり、昨年ICD-10（2013年版）というものを使って表章するよという御答申を頂いているところでして、我々はそれへの切替え作業を今、行いつつあるということをお申し添えておきます。

ただ、ここで国際比較ができるように作られてはいますが、我が国特有の状況というのがございまして、そのICDの分類を更に細かくするというのを我々は行っているところです。それが左の方に書かれているところです。

この細分して集計するわけでございますが、例えば、どういうものがあるかと申し上げますと、低体重での出産があった場合、ICDではひとつの分類で出ているわけですが、我が国の場合では、体重をランク別に分けて細分をするということを行っております。

また、感染症の関係でございますが、例えば、鳥インフルエンザ、これがどのくらい出ているのかということが、やはり御関心と申しますか、行政等からのニーズがあるということですので、その細分ということで、コードを起こし、それについて集計するよという、そういう形がございまして、上の今後の対応というところにも書いておりますように、我が国特有の状況を踏まえて分類等や医学的見地から検討ということで、また、統計利用者から見たもの、そういう充実を目的といたしまして、行政ニーズ、専門家等との意見を踏まえながら目指すということを行っているところです。

それでは、右側の方ではどういうことかということですが、確認の中でもいろいろと言われておりますように、例えば、外国人の統計をより充実してはどうかなどというよな、これまで行っていたとしても表章がまだ薄い部分、あるいは、新たな分析等も含めた切り口ということで、こういう集計等も行った方がよいのではないだろうかというお考えをお持ちの方が十分いらっしゃると思います。

ですので、そういう御意見を伺えるような場というものを、新規な場なのか、あるいは既存の場を利用するのか、これはいろいろあるかとは思いますが、そういうところで御意見を頂戴しながら進めていければということで、この右側の方でそういう形での充実を目

指すということを考えているところです。

それでは、1枚おめくりいただきまして、4ページ目です。

提供の充実ということで「二次利用の情報提供範囲の拡充について」です。

政府統計という形でいろいろ調査いたしますとデータが蓄積するわけですし、その二次利用ということで、皆様にいろいろ使っていただくことを行っているところです。

ここで、例えば左側に死亡票という形で出ているところですが、これまでその中の項目として、市区町村であってもこれは符号ということで、何々市、何々区というところまで、また、死因については、原死因符号ということで、その中の1つが、これがこの方が亡くなったときの死因ですということコード化し、それで皆様にお使いいただける情報として御提供していたところです。

ただ、そうしますと、この調査票の中を御覧いただければ分かりますように、住所といえども、その後の何々町、例えば、霞が関とかそういうところまでも書き込まれています。また、死に至るまでにその方がいろいろな傷病を持っている、それが中段にございますように、直接の死因、それに至る死因という形で書き込まれている、こういう調査票が上がってきているところです。

これがオンライン報告ですと、テキスト情報という形で上がっておりますので、今後、この従来符号という形の提供だけでなく、住所、それから原死因を決定するに至った死亡の原因の傷病名の部分、それから、手術・解剖の状況。調査票に書かれている情報をテキスト、文字情報ですが、それも含めて二次利用として提供していこうということを考えているところです。

ただ、今、申しあげましたように、ここの部分はテキスト情報ですので、符号のように、この符号を持ったものは何件あるかという集計のような利用にはなかなか難しい形になっています。ただ、この情報をどのように使われているかと申し上げますと、疫学分類における研究等々で個別のデータで確認をするという形が多いです。

これまで、この情報は、保健所に行って、そこから目視をして書き写す等々、そういう形で御利用していたところがあったわけですが、これが電子情報になりますと、中央から全部を御提供、それも画像といいますか目で見てということではなくて、電子情報として利用するという形となるため、利用の面では飛躍的な効率化、利便性が上がるのではないかとこの具合に我々も考えているところです。

このような充実を考えているところです。

次に、5ページ目、人口動態特殊報告ですが、人口動態特殊報告というのは、もともと人口動態調査の本体というよりは、我々自らが行うデータの二次利用ということで作っているものです。

通常行われているものに加え、様々な角度からの多面的な分析や時系列の分析ということで集計を行っているものです。

この特殊報告のテーマですが、死亡や出生、婚姻等々、こういう基本的なテーマを取り

上げまして、それでおおむね5年から10年で周期的に回していくということをまずベースに置きまして、その中でその時々において話題になるといいますか、非常に興味があるところ、そういう観点を加えつつ、今年はどういうテーマで特殊報告を作ろうかということで行っているところです。

特殊報告の主なテーマについては、下の四角の中で囲われているところに記載しています。過去、どのようなものをテーマとしてきたかというのは、1枚、資料1-3、別添ということで過去のタイトルという形で並べているところです。

そうしますと、一番右の方で、職業・産業ですと、これは5年に一度作成していたり、あるいは、日本における人口動態で外国人を含んだ統計ということも作ったりしています。

ここで1つ御紹介というわけではないのですが、中段の一番下の26年、ここに予定ということで「日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計」と書かれておりますが、本年度、これを作成しておりまして、めでたく今日公表できる状態に至っているところです。

また、婚姻ですと10年に一度ということで作成しており、このように行っているところです。

この資料上では独立した形で作成しておらず恐縮なのですが、個人IDを付与して、それを活用することはどうかということをご委員から確認ということで受けているところです。

もともと図の形で見ていただくと非常に分かりやすいと思いますが、資料1-4別添を1枚おめくりいただきまして1ページです。

これが、届出と調査票との間の関係を如実に示しているものです。実際は5種類あるわけですが、代表的なものとして死亡を例として付けております。

下側にあるのが死亡届、これが届書で出されるもの。上の右半分が調査票です。御覧になって、細かく見ていただければよいのですが、ほぼ届けに書いてある情報が調査票に集約されていくというものです。

ですので、個人IDの付与になりますと、どうしても戸籍の事務の方で使っていくということが前提で届けの方に書き込まれたら、調査票に吸い上げられていくのかなという具合に考えているところです。

ただ、個人IDとして代表的なマイナンバーですが、戸籍事務で使えないかということは、法務省で検討しているということをご伺っておりますので、その動向を注視しながら調査にどうにかせるかということを進めていきたいと考えているところです。

そして、1枚おめくりいただきまして6ページ目です。

調査事務の更なる効率化に向けた取組というところですが、先ほども申しました流れのものがシステムイメージということで左側の方に出てきているところです。

電子媒体ということで、通常のオンライン報告プラス郵送としている書類という形で報告されております。

しかし、これを今後、この郵送している書類、具体的にいきますと上にある解剖所見の

○西村部会長 まず、全ての市区町村に対して外国人データを公表するというのは、外国人データが基本的には偏っているがために、そういうことは考えられないということによく分かります。

ただし、一部の地域においては非常に重要なことになりますから、そういうことに対しては、部分的な公表は十分考えられると思うのです。しかも、それをそういう形の公表が可能になるような何らかの仕掛けをつくるということは十分可能になると思うのですが、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 まず、集計をするために何か準備があるかということでしたら、特段の準備はございません。今あるもので集計は可能です。出てきた後に数値的なものを見るという作業がかかるということが1つ、これだけは外せないところです。

多いところのものを事前に集計するかどうかというところで、それは幾つか手法があると思います。事前に集計することもありますし、また、そこではもっとこういった見方もしたいと地方自治体によってはそういう要請が当然あるかと思います。ですので、そこにつきまして、現在は、データの二次利用ということで提供しておりますので、それぞれの自治体の事情に合った形で集計をしていくということで、今、行っているところです。

ただ、それぞれの自治体があらかじめ言わなくてもある程度の形の集計はできるのではないかというところは、こういう場である程度コンセンサスを得てといいますか、御意見を徴収して、当初からの集計の形で公表するということをしていければということで、そこは二分されるのかなと考えているところです。

○西村部会長 どうぞ。

○中山委員 新宿区の場合には、外国人の数が3万5,000人です。人口の1割を超えているのですね。それで、おっしゃるように、全国全ての都道府県というのでは表示するのでは1というのが頻発するというお話は分かりますが、外国人の人口が一定規模以上あるところを公表していただくという、そういった手法もとっていただけないでしょうか。二次利用の手続をしてそれでということではなくて、公表されているデータを常に見られるということはいかなるものなのでしょうかというお願いでございます。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 そういう御要望もございませぬことは重々承知しておりますので、どういうところで、例えば今の人口の規模が大きいところだとあらかじめできないかということも含めて、こういうところで前向きに今検討するということのテーマということでやっていきたいと思っております。

○西村部会長 今の点で確認ですが、前向きに検討するということですね。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 はい。

○西村部会長 分かりました。

これは非常に重要なことですが、全国の統計であったとしても地域性がすごくあります。その地域々々にとって重要なことというのは、それなりに仕組みをつくってその比較が可

能になるような、例えば、外国人人口がその地域によって差が随分あるわけですから、その差を比較できるような形に持っていけないと、なかなか単なる二次利用では十分に対処できないところが恐らくあると思います。その点についての検討を前向きになさるといふ御言葉を頂きましたので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○白波瀬委員 一点なのですけれども、今の答えというか、もちろん外国人が地域によってかなり違いますので、比較的多いところでは実態を把握するというので、特にこういうデータは本当に基礎の基礎で重要になるというのはよく分かるのですが、やはりここで1つ確認が必要なのは、この人口動態統計を作成するという第一の任務と、それからそれを二次利用して分析をするというもう一つの任務との関係です。もちろん公的なデータをつくって、それを社会に貢献、要するに公表し有用なデータなり知見を提供するというのは非常に重要な社会的役割だと思っておりますが、そこでやはりどこまでを集約して、基礎的なところとしてクロス集計を出し、あるいは特定の地域なり地区の御要望を受けるかというのは、中長期的に若干整理をしないと、実はここだけの話ではないと思いますが、そこは期待が余り大き過ぎてしまうと、本体の人口動態統計をつくるという役割に支障ができたら困るなというのが私の正直なところなのですが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○西村部会長 私が答えてよいですか。

それは、非常に重要な点で、これはできればもう少し上のレベルできちんと議論したいと私は思っています。

ただし、今、これは人口動態統計に関する議論ですので、この形にしますが、どこかの時点で、これは多分一省庁の議論ではなくて、もう少し大きな統計の使い方、それから、作り方と使い方、この2つの関係をどうするかというかなり大きな問題だと思っています。

それを今、重要な問題提起ですのできちんと受けとめて、今後、統計委員会事務局なり、それから、政策統括官室と協議して、何らかの考える場を作っていきたいと思っています。

○中山委員 おっしゃるところはとてもよく分かります。

それで、例えば、外国人統計などを見ていると、今、全国の外国人比率ですと1.7までいっていないというところが、東京都全体ですと3%を超えている、23区だとそれを大きくまた超えてきています。そして、また、23区の中でも偏在性もとてもあります。今、都市部における人口動態状況を見ていくことがある意味では時代の先を見ていくときの1つの参考にもなることもあると思いますので、外国人人口が一定規模以上の区市町村についてはあらかじめ集計表として公表することについて検討していただけることが望ましいかなと思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 今の御議論を伺っていて、特にこの人口動態のような業務統計に近いというか業務統計とか、あるいはセンサス等に関しては、たしかに今、提起があったような大変

大きな重要な問題がやはりあります。それは、今後、確かに統計委員会で考えるべき点であろうと思います。

ただ、とは言っても、先ほど実施部局がおっしゃっているとおり、事前に全てのニーズを把握してそれに答えるような作業というのは大変難しいことだろうと思いますから、そこはどのように分類していくかというか、分けていくかということは、やはりかなり統計によって見分けていかざるを得ないのではないかという気がいたします。

1つ確認と、全く別の点ですが、その確認は、資料1－3の別添で、特殊報告の一覧を頂いておりますが、そこに、例えば平成14年、19年、先ほどの御紹介があった26年、外国人を含む人口動態統計というのがあります。これの地域表章というのはいかなる程度ですか。都道府県レベルですか。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 地域における分割ということで御質問があったと思います。これにつきましては、都道府県別の表章までは行うことにしております。

○廣松委員 分かりました。

都道府県レベルであれば、ある程度ほぼ5年周期で公表されている外国人を含め人口動態統計のところで分かるという理解でよろしいですか。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 はい。そのとおりです。

○廣松委員 分かりました。

それで、少し別の、これはいささか超越的なコメントというか意見で恐縮ですが、先ほど御説明いただいた資料1－3の4ページ目の二次利用の提供範囲のところ、私も正確にいつ発言をしたか記憶がないのですが、特に、原死因だけではなくて、至った死亡疾病名というか、その情報を今回システムの中に入れて、まだテキストの段階だというお話でしたが、そうすると、保健所に行かなくてもある程度それを閲覧することができるという対応に関して、私は大変高く評価したいと思います。

一度発言申し上げましたのは、この部分に関して、特に医療関係の人とか、あるいは公衆衛生とか疫学関係の人が、保健所へ行けば分かるのだろうけど、それも大変と言っています。したがって、こういう形でアクセスできるようなことが可能になれば、私はある程度今まであったようなユーザー側からの不満に対して答える1つの手立てではないかという気がいたします。

これは感想でございます。

○白波瀬委員 1点だけ付け加えさせてください。誤解があってはいけないのですが、先ほど、人口動態統計をつくる側の重要な任務とそれを社会的にどう公表し、あるいは提供しながら貢献していくかということで、今、中山委員もおっしゃったのですが、実は数が少ないという状況こそが、今、政策を考えたり、社会問題を何とかしなくてはならないという状況では重要になってくる問題だと思います。ですから、数が少ないから、全体の中

ではできなくてもよいのだということを私は言ったわけではなくて、つまり、そういう仕組みが究極的に望ましい状況は、やはりユーザーとしての地方公共団体も都道府県ではなくて、社会サービスを提供する主体としての市区町村にきちんと提供できるようなそういう仕組みが本当は従来ならばあるべきことなので、そういう意味では、今のこの人口動態統計の部局にそういうことを全部のべつ依頼することについては、私はいかがなものかという疑問を呈しているのです。

この貴重なデータを社会的に有効に利用するに当たっては、今の中山委員からの御指摘のように、本当に数が今は少ないけれど、中長期的な政策に向かって実際に使いたいのだという声は実際にあると思うので、その声に具体的に対応できるような仕組みが、それが多分、部会長もおっしゃったような今後の議論だと思います。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○川崎委員 今の議論に少しだけ付け加えるようお願いなのですが、私は、実は余り外国人を含む人口動態統計について問題意識がなくてこれまでのことをよく知らなかったのですが、少し見てみた限りですと、外国人を含む人口動態統計となっていて、外国人そのものの人口動態統計というのが特別に詳しく表章されている感じが過去の19年、18年のもので見るとしないのです。

恐らく今の中山委員のおっしゃっていたようなのは、多分、外国人のみについての人口動態を見たいということでもあるのだろうと思うので、今回の25年はもう既に着手済みなので、どういう中身か私は存じませんが、できることならやはり国籍別とか、その辺がもう少し詳しく分かるように出していただくことはできないでしょうか。

少なくともウェブ上に出ているものを見る限りだと、粗くて、しかも日本人も外国人も混ぜた統計になっているような気がするので、その辺の人口動態を詳細なバックグラウンド別に分析できるようなものがあればよいと思います。

これは、もし私のウェブ上の情報の見方が不十分だったら訂正していただければと思うのですが、ただ、なかなかその情報がどうなっているのか、ウェブ上では簡単に探しにくい感じもあるので、そういう情報はどこをどう探したらいいのかが、もう少し分かりやすくなるようにしていただけたらありがたいと思います。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 まず、この報告書の名前は外国人を含む人口動態統計となっていますが、この報告書の中を御覧になっていただければ、日本における外国人に限った集計も行っております。

そして、情報量というか、集計している表章量としてはより少ないのですが、毎年、外国人だけに限った集計を別掲として報告書に掲載しています。

ただ、それではなかなか切り口や分析等で少ないのではないのかということをごいう特殊報告で補ったり、あるいは、先ほどのような場でもっと集計をやっていけばということがあれば、そういうところで進めていくということにつながっていくのではないかなと

思っています。

○西村部会長 どうぞ。

○中山委員 いわゆる市区町村別のデータまではなかなか出てないのですね。

それで、ところが、今の外国人の状況というのは御存じかと思うのですが、集住地区と言われるような日系の外国人を労働力として入れた時期に集住した地域、それから、今のようなグローバル化が進んでくる中で、日本国としてこういった資格だったら滞在してよいとしたもの、それから、今は、高度人材を活用しようということで、留学生を呼び込もうというものなどその様相はさまざまです。新宿の外国人が増えたのも、中曽根内閣のときの留学生10万人計画を機に、いわゆるニューカマーの人たちによって増えています。ですから、日本全国ということで、都道府県レベルよりも市区町村レベルのデータを見えるようにしていくということが、将来を見たときに有益であるかなという思いをお願いをしたところでは。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

ほかにありますか。どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 別の案件になりますが、資料1-3別添のこの人口動態統計の特殊報告について、テーマとしては、悪性新生物、あるいは、不慮の事故など非常に興味深いといえますか、利用価値の広いものがあり、しかもデータが比較的新しいものまで反映されているという意味でも利用価値が高いと思います。今ほど「その中の重要なものはおおむね定期的になさっている」というお話でしたが、ただ、そのおおむねというあたりが、新しいものがいつ出されるかを利用者としてはなかなか想定できない面があり、最新バージョンがいつ出されるかをあらかじめ知らされていると、もう少し利用しやすくなると思います。

例えば、幾つかのテーマにつきましては、5年なら5年と定期的に決めるか、あるいは、このテーマについては次回はいつやりますよということを事前に発表いただく等そういう工夫はなかなか難しいのでしょうか。

○西村部会長 どうぞ。

○廣瀬厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長 個人的な見解で恐縮でございますけれども、そういうことはある程度は可能ではないかと思えます。そういうことも含めて、いろいろ御意見なりというものを頂戴する場でもってお話しいただければいいのではないかと思えます。

ただ、中にございますように、定期的といいますが、その時々話題が多少ずれるということはある程度ありますが、この辺りで大体やる予定ですということはアナウンスすることは可能なのではないかと思えます。

また、一番右の方の職業・産業になりますと、これは5年に一度という形で固定していますので、そういうものはよろしいのですが、今、お話がありましたようなテーマにつきましては、もう少し皆様の中で次はいつだろうかという御疑問にはなるべく答えられることができればいいのではないかなと考えているところです。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。以上、短時間ですが、一通り確認してきましたが、この中で特に全般的に御発言されたいという方がいらっしゃればいかがでしょうか。

それでは、確認してきた点を整理していきたいと思います。

人口動態統計は、統計委員会で諮問されておりましたが、これまでも集計の充実に取り組まれてきたということは高く評価したいと思います。

また、例えば外国人に関する集計など集計の充実については、今後も行政ニーズや専門家等の意見を踏まえて、それを目指すということでありまして、先ほどは、市区町村別のデータの出し方についても前向きに検討していくという御発言がありました。

二次利用のデータの提供内容の充実や提供方法についても、利便性が向上する方向で検討を予定しているという御説明がありました。

このように、情報提供の充実についての積極的な取組が検討されており、この点についても評価したいと思います。この情報提供の充実に当たっては、ニーズ把握等の仕方を含め、可能な限り様々な方面からの幅広い意見徴収も必要であるということに留意していただきたいと思います。

先ほど野呂委員からありました何年おきにどういうものが出てくるかという、そういうものの情報提供も含めて、考えていただくことになろうかと思えます。この形で進めていただければと思います。

また、調査方法についてはオンライン回答率も全国で95%と高く、相当程度仕組みが整えられている状況も確認したところです。ただし、最後の5%というところに、いろいろな物理的な問題もあることが分かりましたので、そういう情報もこれから共有していきたいと思えます。

おおよそ委員ではこのような共通認識が得られたというところかと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、本件はこのくらいにいたしまして、後は、報告書で委員の皆様にご確認いただくということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、地方公務員給与実態調査について確認いたします。

地方公務員給与実態調査について、各委員から提出していただいた御意見を基に、私と事務局で相談の上、確認事項として整理したところです。

事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、資料2-1を御覧ください。

御意見は3件あります。システム関係が2件、調査事項などに関して1件です。

システム関係では、e-Statに掲載されているファイルがPDF形式ですので、それを使い勝手の面からExcel形式にならないかというものと、掲載されている年次が、平成20年、25年であるので、それ以前のデータの掲載を考えられるかというものです。

調査事項については、通し番号の3ですが、氏名と職員番号の必要性、生年月日と満年

齢月数の必要性を問う御意見と、それと連動しますが、基幹統計調査として実施するのではなく、附帯調査や補充調査と同じく業務報告としてデータ収集したらどうかという御意見です。

これらを受けて、資料2-2に確認事項を整理いたしました。1点目が「1 情報提供の充実について」、先ほどの通し番号の1と2です。2番目が「2 調査事項等について」、最後の通し番号の3についてのものです。

○西村部会長 それでは、この確認事項に従いまして、確認と意見交換を進めていきたいと思えます。

どうぞ。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 総務省の公務員部給与能率推進室室長です。

本日はお世話になります。

資料2-3に「地方公務員給与実態調査の概要」という資料をお手元にお届けさせていただいております。

私どもは、地方公務員の給与、定員、人事評価等を担当している制度企画・立案のセクションですが、この地方公務員給与実態調査については、地方公務員給与の実態を明らかにして、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを調査目的にしているものです。

調査の沿革ですが、昭和30年1月に第1回の調査が行われ、33年以降は5年ごとに実施されています。

調査の根拠は統計法、それから、調査規則などです。

調査の対象ですが、これは、都道府県、指定都市、それから市町村、特別区といういわゆる普通地方公共団体、基礎自治体に加えまして一部事務組合などの特別地方公共団体に属する地方公務員までを含めた悉皆の調査となっております。

平成25年4月1日現在で、一般職275万6,000人余りの地方公務員を調査しているものです。

調査項目ですが、所属している地方公共団体の名称や勤務公署の名称、それから氏名、性別、生年月日、学歴、年齢、資格、経験年数等々調査をしています。

調査時点は毎年4月1日となっております。

調査結果の活用ですが、これは、地方公務員の給与について様々な観点から世の中的にも関心が高いものですし、また、国家公務員と給与の比較ということにつきましても、大変注目を受けています。

ラスパイレス指数の算出の基礎資料などにも使っております。

それから、地方財政計画。これは、地方公共団体の財源を保障するために、地方公共団体の財政面の指針となるものですが、その作成の基礎資料にもなっています。

また、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、

マスコミ等も含め、様々な観点から関心を集めている現状においては、広範に資料として用いられています。

2 ページに参りまして、調査の流れですが、都道府県の職員に関しましては総務省から調査票で調査しています。指定都市も同様ですが、市区町村に関しましては、都道府県知事を介して調査をしているという状況です。

それから、附帯調査と補充調査がございますが、いわゆる基幹統計のほか同時実施の附帯調査や、それから、5年に1回の本調査の中間年には補充調査をやっています。

まず、確認事項として御指摘を頂いているところでの説明です。

1 点目ですが、情報提供の充実についての御指摘を頂いております。

いわゆる今のホームページで提供しているデータですが、平成25年の調査結果と20年の調査結果、これは現在PDFのデータとして提供させていただいています。

これにつきまして、Excelのデータで提供できないかという御指摘ございました。

それから、過去のもの、平成15年以前のものにつきましても同様の御指摘があったところ です。

この点について、まず、平成20年、25年のPDFデータの元データ、これがもともとExcelであるのではないかという御認識の基での御指摘だと思っておりますが、確認をしてみたところ、その現行のデータ自体は、今、直ちにExcelであるというのではなく、専用ソフトを用いて元データから作成しているものでしたので、若干事務負担とか財政措置等も必要になる可能性もありますが、方向としては委員の御指摘を踏まえまして、このホームページ上でExcelデータとして今のPDFデータにある内容を提供できるように検討してまいりたいと思っております。

それから、平成15年以前のデータにつきましては、これは、現在私どもが用いるシステムに移行する前のシステムで、集計した結果自体は持っていますが、元データ自体の、原稿になる前のデータ自体のものがございませんので、当面PDF形式での掲載で検討してまいりたいと思っております。

それから、2 個目ですが、調査事項等についての御指摘がございました。

まず、基幹統計調査票における氏名等の入力や生年月日等の欄の必要性についての御指摘です。

基幹統計調査として実施しております地方公務員給与実態調査につきましては、職員個人を対象とした悉皆調査となっております。

その正確性や継続性を確保するために、全ての職員から遺漏なく報告を受ける必要があることから、個人を確実に識別できるように、職員番号と氏名は必要であると考えています。

実際、私どもの作業上は国ベース、もちろん完璧にやっぺらっしゃる団体も多いですが、やはり個人まで確認しなくてはいけないという事例も、私ども国のベースで上がってくるものについても年間数十件ぐらひは出てくるわけでした、まして47都道府県で市町村

の確認作業をしているベースでいきますと、単純にいけばその47倍くらいあるという可能性もあります。私どもとしては、これは必要ではないかと考えています。

生年月日につきましては、個人の識別のほかにも満年齢の月数というものを給与については重要な情報でございますので、この満年齢の月数の計算の誤りの防止をしたいとか、それからデータの精査等、こういうものに役立つ観点から様式上、記載させていただいています。

ただ、委員の御指摘がございましたので、その運用につきましては、どのようなことができるか私どもとしても何らかの弾力的な運用ができないか等々につきましては、考えていきたいと考えています。

なお、調査で得ました個人情報についての御心配だと思いますが、法令に従いまして私どもで厳正に管理しているところです。

それから、調査事項等に関するものとして、基幹統計調査の業務統計調査化についての御指摘がございました。

基幹統計調査として実施していることについて、これは統計法上の位置付けを与えられた調査となっているわけですが、この基幹統計調査で実施している地方公務員給与実態調査の集計結果、これが地方財政計画の作成や、それから、地方公務員給与の適正化の政策の立案に必要な基礎資料となっています。

その重要性に鑑み、各地方公共団体の個人を対象とした悉皆調査、これを5年に1回、基幹統計調査として行っています。

統計の正確性や継続性を確保するために、遺漏なく報告を受ける必要があり、統計法に規定している基幹統計調査ということでいきますと、統計報告の義務が法律上も発生しますし、それから、例えばその報告を拒むとか、虚偽の報告をすることに対しては当然罰則がかかります。

一方、業務統計調査となりますと、報告義務や罰則は当然ないわけでして、仮に万が一、報告の拒否、あるいは虚偽の報告がありましたら、これは、当然統計の正確性とか継続性、ひいてはそれを基礎に国の政策の立案、あるいは地方公共団体に対する助言等々の基礎になりますので、そういう意味での今の基幹統計調査を業務統計調査化という部分については、私どもとしては考えていません。

附帯調査と補充調査については、これは各地方公共団体を対象とする補完的な調査ですので、これは基幹統計調査とは異なる項目を調査しているものですので、業務統計調査として実施しているというものです。

確認事項としての御指摘は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

確認事項に対し、ただ今総務省自治行政局から御説明いただきましたが、御意見、御質問等あればお願いいたします。

○中山委員 今の御説明はよく分かるのですけれども、いわゆる基幹統計調査として行わ

れている部分が、各職員を対象としており、業務統計調査の方は団体だということなのですが、実態上は、各職員の給与を担当しているセクションが正確な情報を、それも電子レベルで情報化して提供しているということであると思うのですね。そうすると、基幹統計調査としての性格は分かりますが、実際に調査票を提出する自治体の立場からすると、いわゆる確認の疑義照会をするに際にしても、実態上は氏名がなくても必ず特定できるものではないかなと思いました。

それから、補充調査は、業務統計調査として団体を対象に毎年行っているのですね。5年ごとの基幹統計調査は補充調査とはその調査の内容・性格が違うというのは分かるのですが、調査の実態から見ると調査方法等を検討してはいかがでしょうかという感じがします。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 いわゆる基幹統計調査と業務統計調査の問題だと思いますが、御案内のとおり基幹統計調査の年には、全地方公務員の悉皆調査という形でやっており、それはかなり法令の報告義務なり、虚偽報告の禁止なりがかかっているしっかりとした調査で行っているということです。

その間の年は、業務統計調査で行っておりますので、このときには各全275万人の地方公務員の個人データではなくて、各地方公共団体で算出した学歴経験年数別の例えば平均単価とかそういうことだけを調査しています。

当然、各自治体の中では、電算を回したりということは一緒だと思いますが、各地方公共団体の負担を考慮し、基幹統計調査としては5年に1回、全数調査は5年に1回、その間の年は各団体で算出した平均単価等で御提出いただいているというバランスをとっているわけです。

やはり当然、地方公共団体の人事当局としては、電算管理しているところも多いですし、当然しっかりした大きな団体はしっかりした対応をいただいているところも多いと思うのですが、やはりある程度、私ども全国1,700団体、それから一部事務組合を含めると、それも1,300以上ありますので、その中の職員においては、どうしても間違いが発生したりとか、それから、どうしても番号管理とか市町村合併とかいろいろあって、どうしても疑義があるというところを追求していかなくてはいけないという部分がありますので、それを毎年全数調査をやっていますと、こちら負担が大変ですので、5年に1回基幹統計調査として置いておいて、その間の年は、各団体の責任で算出していただいた平均単価等を提出していただいている、そういう仕分けで対応させていただいているという状況です。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 確認ですが、5年ごとに行っている基幹統計調査の場合の調査系統ですが、それはどういう形ですか。総務省から、いきなり個人に調査票を送るわけではないと思うのですが、どういう調査系統になっていますか。そこは多分、今、中山委員の御質問になった点と絡むと思うのですが、まず、その点はいかがでしょう。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 都道府県と指定都市に関しましては直接、職員個人ではなくて、まず、都道府県知事、指定都市市長に対して調査票を出しまして、それぞれの知事や市長が職員のデータを集めて提出していただいているというのが1つの流れです。

それから、市区町村の職員につきましては、総務省は都道府県知事に、知事から各市区町村長に調査票を流しまして、そこで特に市区町村の職員はそれぞれの市区町村長の下でそれぞれの調査票に記入いただいて提出していただいていることとなっております。そういう段階を踏んでおります。

○廣松委員 基幹統計調査の5年おきの場合、それは個人が記入するのですか。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 制度上は個人が記入するようになっていますが、実際の運用としては、当然各団体のほうで給与を電算管理しておりますので、それは各団体で入れていただいているのが多いと思います。

○廣松委員 そうすると、先ほど基幹統計調査と途中年の補充調査等についての違いを説明いただいたわけですが、基本的には、給与担当者というか都道府県とか市区町村の給与担当者の方が記入するという形になるのですか。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 今の運用としては、各団体の規模にもよると思いますが、そういうふう運用している団体が多いと思います。

○廣松委員 もちろん個人にまで調査票を配るというのは現実の可能性という意味からすると無理かもしれませんが、そうすると、どうしても私も5年ごとの基幹統計調査と中間年に行われている調査との差がもうひとつよく分からない点があります。

ここで資料2-4の別添1のところ、これを見ますと、特に附帯調査とか補充調査のところでは、これは特に団体別のところはどちらかというと、フェイス事項に相当するような地方自治体というか団体を1つのものだと考えますと、あと平均給与とか何とかというのは、逆にその平均を計算する手間がかかるのではないかという気がするのですが、そこはいかがなのですか。

○西郷委員 関連することなので、私も同じ枠の中の質問とさせていただきますか。

○西村部会長 どうぞ。

○西郷委員 通常、業務統計とそれから調査統計とどう切り分けるかということ、調査目的に沿った事項が業務統計から取れるのであれば、それはそこから取った方が良いが、通常は、その業務統計と調査したい項目等がかっちり合わないで、調査票を配って調査せざるを得ないのだという整理になっていたように思うわけですが、今、資料2-3の6ページにある調査票を拝見しているのですが、この中で、調査票を配って調査しなければ調査できない項目というのは一体どういうところなのでしょう。多分、今、廣松委員が質問なされたことと非常に関連することだと思うので、今一緒に聞かせていただければと思って質問いたしました。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 パワーポイントで示した資料2-3の4ページを御覧いただけますと、ここに基幹統計調査と附帯調査及び補充調査の区分をつけておりますが、基幹統計調査につきましては、これは職員個人の職種とか学歴とか、経験月数、一人一人に対して調査をするものでして、これは5年に1回基幹統計調査として実施しているものです。これが一番ベーシックになるものです。

その間の年の補充調査でありますと、職員個人のデータまでは総務省は求めていないわけですが。各市町村に対して個人のデータまで提出していただく必要はありません。ただ、その団体において算出している例えば、平均給与の月額でありますとか、平均の手当の額でありますとか、初任給の状況を出してくださいという形でお願いをしているというものです。

したがって、それだけでよいではないかということもあるかもしれませんが、平均値ですので、例えば、職種別にどうなっているか、経験月数別にどうなっているかということなどをさらに詳細に分析していこうと思ったならば、個人のデータまで戻らないといけませんので、それを5年に1回のこの個人のデータのほうで追求して、変な人に変な手当が出ていないとかそういう議論というのは当然ありますので、そういうことに対応できるようなデータとしてはどうしても個人データが必要になってくるわけなのですが、そうではない、それだと5年に1回にとどめておいて、通常の年は平均の単価だけ各地方公共団体から提出をいただいているという流れです。

○西村部会長 まだよくわからないところがあります。

今の西郷委員の御質問は、この調査票を送る必要があるかということでもあるわけですか。

○西郷委員 個人の情報を5年に一遍とらなければいけないという事情は分かりましたけれども、先ほどのお話では、特に個人ではなくて、給与課などから詳細な情報をとってそれを作成していると私は伺ったので、そうだとすれば、調査票によらずとも給与課などから集計した形で同じ内容の情報が作れるような感じもするのです。

それは法律的に難しく、個人の情報にアクセスするための法的な根拠としてバックアップする必要があるので、形式的というか体制上は基幹統計調査という形をとっているという整理になるのでしょうか。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 やはり個人のデータになりますと、例えば、御本人様の学歴でありますとか、生年月日、どういう前歴でどういう経歴でしたかということに対しては個人でなければ逆に言えば把握できていないところなので、それは当然、実際の運用上は各団体の人事課等で吸い上げて管理し、実際の提出は今の運用ではほとんどシステムで出されている団体が多いと思いますが、やはり法律の原則としては、個人のデータを調査するということでいきますと、個人が学歴を詐称するとかがないようにしなければいけないというような多分意義があるのだろうと思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○北村委員 逆に言うと、業務統計調査では個人のデータについては法律上、調べることはできないということですか。

業務では個人情報について集めることは絶対できないということですか。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 絶対できないということではないのですが、どういう観点でどういう調査をするかということなのですが、各自治体の負担、悉皆調査という性質を考えますと、5年に1回の調査でやらせていただいているところで

○廣松委員 これはある程度公的統計の整備に関する基本的な計画にも書いたわけですが、その調査をするに当たって、統計の分野の言葉で言えば、行政記録情報が利用可能なものは、それをなるべく利用するように、調査項目としては、当然のことながら報告者負担も考慮して、なるべく軽減できるような形の調査の方法を採るべきだというのが基本計画の中での考え方であって、今のお話で、地方公務員を対象とした給与を調べるという調査に関して、私は必ずしもそれが例外ではないような気がするのですが、そこが今、御説明いただいている分とどうもかみ合わない、それが一番大きな点ではないかという気がするのですが、そこはいかがなのでしょう。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室室長 私どもの捉え方がうまくできていないのかもしれませんが、全体的方針は当然そうなのですが、ものの性質が、もともと個人から出発しているデータが基礎なものですから、そこで当然各団体で電算管理、情報として管理しているものについてはそれを御提供いただいていると理解をしております。

○西村部会長 少しまだかみ合っていないような気がしますので、これは私が預からせていただいて、もう一度検討して次回の基本計画部会で考えていきたいと思えます。

それでよろしいでしょうか。

○廣松委員 もう一点だけお願いします。

この地方公務員給与実態調査に関しては、第Ⅰ期の基本計画のときに、この調査だけではなくて人事院で国家公務員給与実態調査も行っていますし、それから、民間給与実態調査に関しては国税庁が調査をしており、同じ給与の実態調査に関してそれを何とか統計体系という意味で統一できないかという問題提起をしたわけですが、そのときには、どちらかという、統一するという方に大きな論点があったものですから、個々の統計に関して個別のあるいは個々の行政目的があり、かつ調査時点も違うことから、調査を統一することは、いわば第Ⅰ期の基本計画の段階では断念しました。

ただ、それにしても、やはり給与、あるいは別の言い方をすると賃金関係のいわゆる統計体系から言うと、もっと大きなものでは賃金構造基本統計調査とか、あるいは毎月勤労統計調査とか、かなりの部分が現在も行われており、それは、確かに個々の調査ないし、統計の目的は必ずしも一致しているわけではないというのは事実ですが、かなり複数のものが重複していることに関しては、私はやはり問題意識として今後も考えていくべきも一つの大きな論点ではないかという気がいたします。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○白波瀬委員 基本的な情報なのですけれども、かみ合っていないもう一つの原因は、調査方法というか、流れがここに明確にされていないのですね。お答えも何か実は実態はそうかもしれないみたいなお答えもあるのですが、やはり流れを明確に出していただくのがよろしいかなと思いました。

○西村部会長 分かりました。

それでは、それを含めて本日回答いただけなかった事項の取扱いについては、私に預からせていただく形にいたします。場合によっては2月の基本計画部会で回答をしていただくこともあり得ますので、よろしく願いいたします。また、最終的には報告書として取りまとめていくこととなりますが、その際には改めて委員の皆様にご確認していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日、予定をされていた議事が終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次の基本計画部会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、2月19日木曜日、統計委員会終了後に本日同様にこの会議室で行います。詳細は別途お知らせいたします。

○西村部会長 この後、事務局から委員の皆様にご連絡がありますが、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

ありがとうございました。